6
6.1　硬貨、銀行券その他の貴重品
硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、次の郵便物に入れてはならない。
6.1.1　保険付通常郵便物以外の通常郵便物
6.1.1.1　ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合には、これらの物品を封筒に納め封かんの上、書留郵便物として発送することができる。
6.1.2　保険付小包以外の小包。ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合は、この限りでない。
6.1.3　保険付小包以外の小包であって保険付小包業務を行う二国の間で交換されるもの
6.1.3.1　さらに、加盟国又は指定された事業体は、保険付小包であるか否かを問わず、自国の領域から発送され、若しくは自国の領域に到着する小包又は自国の領域を経由して開袋で継ぎ越される小包に金の地金を入れることを禁止し、及びこのような小包の内容品を一定の実価以下のものに限定することができる。

7
7.1　印刷物及び点字郵便物
印刷物及び点字郵便物については、次のことを行ってはならない。
7.1.1　通信文の要素の記載をすること及びこのような要素を有する書類を包有すること。
7.1.2　消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は有価証券を包有すること。ただし、郵便物が、その返信のため、郵便物の差出人又は差出国若しくは名宛国におけるその代理人の住所が印刷され、かつ、郵便料金が前納されている郵便葉書、封筒又は帯紙を同封する場合を除く。

8
8.1　誤って引き受けられた郵便物の取扱い
誤って引き受けられた郵便物の取扱いについては、この条約の施行規則に定める。ただし、
2.1.1、2.1.2、3.1及び3.2に規定する物品を包有する郵便物は、いかなる場合にも、名宛地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。2.1.1、3.1及び3.2に規定する物品が継越しの際に郵便物の中から発見された場合には、この郵便物は、継越国の国内法令に従って取り扱われる。

2
条約第十六条を次のように改める。

第十六条　引き受けられる放射性物質、伝染性物質並びにリチウム単電池及びリチウム組電池

1
放射性物質は、次の条件を満たす場合に限り、放射性物質を包有する郵便物を相互に又は一方的に受領することについて同意を表明した加盟国の間において、通常郵便物及び小包郵便物に入れることができる。
1.1　放射性物質は、この条約の施行規則の定めるところにより包装される。
1.2　放射性物質は、通常郵便物によって差し出されるときは、優先郵便物又は書状の料金が適用されるものとし、また、書留とされるものとする。
1.3　放射性物質を包有する通常郵便物又は小包郵便物は、最も速達の線路（通常の場合には、所要の航空割増料金の納付を条件として、航空路）によって送達される。
1.4　放射性物質は、正式に認められた差出人のみが差し出すことができる。

2
伝染性物質（人に影響を及ぼすA類の伝染性物質（UN二八一四）及び動物に影響を及ぼすA類の伝染性物質（UN二九〇〇）を除く。）は、次の条件を満たす場合には、通常郵便物及び小包郵便物に入れることができる。
2.1　B類の伝染性物質（UN三三七三）については、権限のある当局が決定する公認の差出人の間で交換する場合にのみ郵便により送達することができる。これらの危険物は、国際民間航空機関（ICAO）が定めるところにより、効力を有する国内法令及び国際法並びに最新の「危険物の輸送に関する国際連合の勧告」に従うことを条件として、郵便物の中に入れることができる。
2.2　B類の伝染性物質（UN三三七三）については、通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則に従って取り扱い、包装し、及び票札を付さなければならない。これらの郵便物については、優先郵便物又は書留書状の料金を適用する。これらの郵便物の取扱いについては、追加の料金の納付を課することができる。
2.3　患者（人又は動物）から採取された検体であって例外とされるものについては、権限のある当局が決定する公認の差出人の間で交換する場合にのみ郵便により送達することができる。これらの物質は、国際民間航空機関（ICAO）が定めるところにより、効力を有する国内法令及び国際法並びに最新の「危険物の輸送に関する国際連合の勧告」に従うことを条件として、郵便物の中に入れることができる。
2.4　患者（人又は動物）から採取された検体であって例外とされるものについては、通常郵便に関する施行規則に従って取り扱い、包装し、及び票札を付さなければならない。これらの郵便物については、優先郵便物又は書留書状の料金を適用する。これらの郵便物の取扱いについては、追加の料金の納付を課することができる。
2.5　伝染性物質及び患者（人又は動物）から採取された検体であって例外とされるものを包有する郵便物の差出しは、当該郵便物を相互に又は一方的に受領することについて同意を表明した加盟国の間における交換のための差出しに限って認められる。
2.6　伝染性物質及び患者（人又は動物）から採取された検体であって例外とされるものが差出しを許容される場合には、最も速達の線路（通常の場合には、所要の航空割増料金の納付を条件として、航空路）によって送達され、優先して配達される。

2の2
機器に取り付けられた最大四個のリチウム単電池又は最大二個のリチウム組電池は、次の条件を満たす場合に限り、通常郵便物及び小包郵便物に入れることができる。
2の2.1　リチウム金属単電池又はリチウム合金単電池は、リチウムの内容量が一個当たり一グラムを超えてはならず、リチウムイオン単電池は、ワット時定格値が二十ワット時を超えてはならない。
2の2.2　リチウム金属組電池又はリチウム合金組電池は、リチウムの内容量が一個当たり二グラムを超えてはならず、リチウムイオン組電池は、ワット時定格値が百ワット時を超えてはならない。この条の規定に従うことを条件として、リチウムイオン組電池の外側の容器には、ワット時定格値を表示するものとする。